議　　第　２７３　号

令和 ７ 年１１月２８日提出

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和６０年条例第２９号)の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

熊本市小峯営業所停留所自転車駐車場	熊本市東区月出５丁目２６１２番地２

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

小峯営業所停留所自転車駐車場を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。